

育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度を3つ以上導入し、制度を利用した労働者に対する支援を行った場合等の助成です。



令和7年10月から

- 改正法に基づき、事業主は、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置を2つ以上選択し講ずる必要があることを踏まえ、

- ① 制度※を **3つ導入** し、対象労働者が制度を利用した場合 **20** 万円
制度※を **4つ以上導入** し、対象労働者が制度を利用した場合 **25** 万円

となります。

※3歳以降小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる、次の制度。

- フレックスタイム制度 or 時差出勤制度
- 育児のためのテレワーク等
- 柔軟な働き方を実現するための短時間勤務制度
- 保育サービスの手配及び費用補助
- 養育両立支援休暇制度

なお、支給対象は **1事業主5人** までです。
異なる制度を同一期間に利用した場合、利用実績を合算することはできません。

- そのほかの助成対象となる取組みについては次のとおりです。

- ② **法で求める内容を上回る有給の子の看護等休暇制度（※※）の整備** **30** 万円

※※子の看護等休暇（育児・介護休業法第16条の2）であって、次のいずれにも該当する制度。

- 有給休暇（年次有給休暇として与えられるものを除く。）であること
- 1つの年度において10日以上が付与されるものであること
- 時間単位で取得でき、始業・終業時刻と連続しない「中抜け」ができる制度であること
- 一日の所定労働時間を変更することなく利用できるものであること

- ③ ①や②の制度について **中学校修了までの子を養育する労働者が利用できるものとした場合** **20** 万円加算

- ④ 育児休業取得状況等の情報を指定のWEBサイト上で公開した場合 **2** 万円加算
(変更なし)